

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2427号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

「近隣政府」をめぐる議論が活発化している。

住民のより身近なレベルに地方政府機能の一部を構築しようとするこの議論は、ヨーロッパでの実践もあり、古くから議論されていた。しかし、最近では、市町村合併によって、「遠くなる市役所」への代替策として、急速に耳目を集めている。

こうした議論は、表面的な利害論議に終始しがちな市町村合併に対して、あらためて、「住民自治」の側面に光をあてた点で評価できる。そして、このような「広域行政・狭域自治」を、合併下の地方自治の「切り札」と考える向きもある。

しかし、農山村の現実を考えると、この議論には詰めるべき課題が少なくない。特に問題なのは、基礎的集落単位としての集落の位置づけが希薄な点である。周知のように、



冬の日差し

農山村では、地域の重要な方途にかかわる意志決定に、集落がかかわることは一般的である。また、道路や水路等の地域資源の維持管理を集落が担っていることはごく普通に見られる。つまり、集落には自治機能が原型として存在している。

### もう一つの「近隣政府」

東京大学大学院助教授

小田切 徳美

だが、こうした集落機能も、過疎化、高齢化による脆弱化が著しい。あるいは、その「一戸一票」の仕組みが、女性や若者の参画を妨げている面もある。また、二〇〜三〇戸程度の集落規模では、多様な自治の遂行には限界がある。

そうした状況の中で、集落の自治機能を旧村や小学校区単位に拡げようとする動きが進んでいる。広島県高宮町や同県作木村でみられる「振興協議会」「行政区」が、その先発事例である。ここでは、集落の持つ自治機能を、その限界を踏まえながら、新たな地域単位で再構築することが試みられている。同様の取り組みは、中山間地域を中心に、他の地域にも存在する。農山村における「近隣政府」の具体的なイメージがここにある。

こうしたチャレンジは、もう一つの「役場」と呼ばれている。同時に、都市サイドから抽象的に提案されている議論に対して、既に実践段階にある「もう一つの近隣政府」とも呼ぶことができよう。これらの活動の実践的教訓を踏まえた「近隣政府」の提案が、農山村に求められているのである。

活	動	全国町村会定期総会開く	.....(2)
情	報	カプセルNOW&NEW	.....(14)
随	想	町を想う	.....埼玉県児玉町長 小柏儀一.....(15)
情	報	政策レーダー	.....(16)

もくじ

# 全国町村会定期総会開く 優良町村や自治功労者を表彰



全国町村会は一月三十一午前十時から、東京の全国町村会館で定期総会を開催し、優良町村と自治功労者の表彰を行った。

定期総会には、各都道府県町村会の正副会長・事務局長及び被表彰者など約二〇〇人が出席した。

定期総会は、山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）の開会あいさつに続いて来賓として出席した若松謙維総務副大臣、山崎力参議院総務委員長、安原保元全国町村議会議長会会長からそれぞれあいさつがあった。

つづいて優良町村と自治功労者の表彰に移り、優良町村として千葉県富浦町など七一町村が、自治功労者として一一、七六四人が表彰された。

被表彰者代表（町村長の部…中野肇司青森県鶴田町長、助役、収入役、教育長、医師の部…釜井啓一郎栃木県河内町収入役、一般職員の部…飯塚徹群馬県鬼石町総務課長、系統町村会長の部…水谷岩雄兵庫県町村会長、系統町村会事務局長及び職員部の部…加藤勝紀秋田県町村会共済事業課長）に山本会長から表彰状と記念品が贈られた後、優良町村を代表して遠藤一郎千葉県富浦町長が、自治功労者を代表して中野肇司青森県鶴田町長が謝辞を述べた。

その後、議事に入り、会務報告（平成十四年一月～同年十二月）、平成十三年全国町村会一般会計決算報告、平成十五年全国町村会一般会計予算報告についてそれぞれ説明・報告し、総会を終了した。

総会終了後、「いま町村は訴える」と題して大森彌千葉大学教授より講演があった。

## 活 動

会長あいさつ

## 存亡の危機に積極果敢な対応を



全国町村会長 山本文男

町村並びに自治功労者の表彰を行うことと致しておりますが、本日表彰を受けられます皆様には、永年に亘り重要な職務を全うされ、町村自治の振興発展に大きく貢献されたご功績が評価されたものであり、ここに深く敬意と感謝の意を表するとともに、心よりお祝い申し上げます。

本日ここに、定期総会を開催いたしましたところ、若松総務副大臣、山崎参議院総務委員長、安原全国町村議会議長会会長におかれましては、公務極めてご多端の折りにもかかわらずご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、各都道府県の代表の皆様におかれましては、ご多用の中、本総会のため遠路ご出席をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

この総会におきましては、優良

国土の七割を占める農山村地域

に存在する二、五四二の町村は、これまで、食料の供給、水資源のかん養、自然環境の保全等重要な国家的役割を果たしてきております。

合併の強制や明確な根拠も示さないまま、町村は小規模なるが故に能力がないと一方的に決めつけ、切り捨てると言った議論は断じて容認できません。

町村の繁栄無くしては、国土の維持は出来ず、また、我が国の繁栄も有り得ないと言つことを肝に銘じて、今後とも町村の行財政運営に支障が生じないよう、地方交付税の確保や、税源移譲等に向けて積極果敢な対応を行って行かなければならないと存じております。

このような状況を踏まえ、ご承知のとおり、全国町村会は、来月二十五日に日本武道館において、全国町村議会議長会と共に「町村自治確立総決起大会」を開催し、私どもの考え方を広くアピールし、国民的な世論を喚起したいと考えております。皆様方のなお一

層のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

国民一人ひとりが真の豊かさへと安らぎを実感できる地域社会を築いていくためには、地域の総合的行政主体である地方公共団体がそれぞれの地域の実情に沿った個性あふれる行政を自主的・自立的に展開することが何よりも重要であります。

全国町村会といたしましては、山積する困難な課題を真正面から受け止め、その果たすべき役割を十分に認識し、各都道府県町村会との連携を密に保ちつつ、豊かさゆとりの実感できる活力ある地域社会が形成されるよう一段と活発な政務活動を展開していく所存でございます。

終わりに臨み、本日の定期総会が円滑に運営が行えますよう皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。開会のご挨拶と致します。



来賓あいさつ

## 地方の自立へ向けた 改革の実現に積極的に取り組む

総務大臣代理 総務副大臣 若 松 謙 維



全国町村会定期総会が開催されるに当たり、一言あいさつ申し上げます。

はじめに、各町村にあつては首長の重責を担われ、住民の方々と最も身近に接し、日ごろから地方自治の発展のためご尽力いただいている町村長の皆様方に対しまして、心から敬意を表するとともに、本日栄えある表彰をお受けになられる皆様方からのお喜びを申し上げます。

さて、地方財政は引き続き極めて厳しい状況にあります。平成十五年度においては、地方税収入や交付税の原資となる国税収入が大幅に減少することが見込まれていることが

ら、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより、歳出規模の計画的な抑制を図ることに最大限努力いたしました。通常収支において一三・四兆円という過去最大規模の財源不足が見込まれております。この財源不足に対しては、交付税特別会計借入金を全廃した上で、国負担分は一般会計からの繰り入れにより、地方負担分は特別地方債により補てんすることとし、必要な財源を確保しております。

また、恒久的減税に伴う減収額については、従来の補てんルールにより措置するとともに、平成十五年度税制改正における先行減税に伴う減収は、地方税の減収については減税補てん債の発行により、地方交付税の減収については特別会計借入金により補てんすることとしております。

今回の対策の結果、地方交付税の総額は一八兆六九三億円となり、通常収支において特別会計借入金を全廃したことにより、前年度比で七・五%減少いたしますが、交付税と同様に一般財源として使用できる臨時財政対策債を加えた額は、前年度比

五・一%増の二三兆九、三八九億円となり、明年度に地方団体が責任を負う事務事業の実施に支障を生ずることがないよう、所要の財源が適切に確保されたものと考えております。

また、義務教育費国庫負担金については、地方の自由度を大幅に拡大することなどを前提として、十五年度は共済長期負担金等に係る部分を一般財源化することとし、その他の国庫負担補助金の一般財源化分と併せてその財源は暫定措置として地方特例交付金と地方交付税により確保しており、全体の八分の七という過去例のない効率で国が負担することとしたしております。

さらに、市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直し及び高速道路整備に対する地方負担の導入に伴う財源措置として、自動車重量譲与税の譲与割合を四分の一から三分の一に引き上げ、地方への税源移譲を実現いたしました。

これら十五年度予算における国庫補助負担金の見直しとその地方税財源確保のための措置は、三位一体改革の「芽出し」となるものです。今後、今年夏頃に予定されている三位一体改革案の取りまとめと、税源移譲をはじめとする地方の自立へ向けた大きな改革の実現に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

都道府県の基幹税である法人事業税への外形標準課税の導入は、十五年度に資本金一億円超の法人を対象として外形標準の四分の一とする外形標準課税制度を創設し、十六年度から適用されることとなりました。また、固定資産税につきましては、減税要望の強い中、地方財政厳しき折、本税の安定確保が不可欠との観点から、皆様方からのご要望どおり現行制度を堅持したところであります。

二十一世紀は「地方の時代」であり、とりわけ「市町村の時代」であります。今後、地方分権の一層の進展に伴い、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割はますます重要なものになってきます。このため市町村合併により、その規模・能力の強化を図ることが極めて重要な課題であると考えております。今後とも、市町村合併特例法の期限である平成十七年三月までに十分な成果が上げられるよう、市町村合併をより一層強力に積極的に推進してまいりたいと考えております。この皆様方におかれても、引き続き積極的な取り組みをお願いいたします。

また、これからの基礎的自治体の在り方については、現在地方制度調査会などで議論が進められておりますが、こうした議論を踏まえ、現場の皆様方のご意見も承りながら、総

## 活 動



平成十四年度全国町村会の定期総会の開催に当たり、参議院総務委員会を代表して、一言お祝いの言葉を申し上げます。

まず、ご列席の皆様には地域社会

## 地方税財源の充実強化に最大限尽力

参議院総務委員長 山崎 力

の発展と住民福祉の向上のため、日夜ご尽力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、本日この後、永年にわたる地方自治の発展へのご貢献が認められ、表彰の栄誉に浴されます優良町村と自治功労者の皆様に対し、心からお祝いを申し上げます。

さて、今日町村には介護保険の実施など少子・高齢社会への対応を始め、地方分権の進展に伴い増大する行政需要への対応が求められております。しかしながら、長引く経済不況の中で、現下の地方財政は極めて厳しい状況にあり、地方財政の再建は喫緊に課題となっております。国

庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲を含む税財政制度の改革、地方交付税制度の見直し、という「三位一体の改革」が政府により推進されており、真の分権型社会を実現するためには、地方への税源移譲とともに、地方交付税の本来の役割である財政調整機能を堅持し、各地方公共団体による自主的・自立的な行政運営を確立することが必要不可欠であると考えております。

去る二十日に通常国会が召集されましたが、私も参議院総務委員会といたしましても、法律案や予算の審査等を通じ、地方税財源の充実強化を図るため、最大限の努力をしまる決意であります。

なお、避けて通れない合併問題に関し、最近、地方制度調査会の西尾

務省として検討してまいります。電子自治体の推進については、昨年十二月、電子政府・電子自治体の推進のための行政手続オンライン化関係三法が成立いたしました。オンライン申請・届出等が本格的に運用される平成十五年度中には、市町村と都道府県が連携して電子証明書の発行等を行う、公的個人認証サービスが開始されるよう所要の準備が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。電子自治体の推進に当たっては、個人情報保護を徹底し、情報セキュリティ対策を十分に

講じながら電子自治体の推進に取り組むことが必要です。各自治体において、個人情報保護条例の制定やセキュリティポリシーの作成を行う等の積極的な取り組みをお願いいたします。

また、住民基本台帳ネットワークシステムについては、電子政府・電子自治体構築の基盤として不可欠なものです。第一次サービスが昨年の八月五日にスタートし、現在のところ極めて順調に稼働しております。今年八月からは住民票の広域交付、転入転出の特例、住民基本台帳

カードの交付といった第二次サービスが始まりますので、関係各位の引き続きのご尽力をお願いいたします。

消防・防災対策といたしましては、災害や事故の態様が複雑多様化する中、緊急消防援助隊の充実等の大規模・特殊災害への対応体制の強化、消防設備に係る性能規定化等のための消防組織法及び消防法の改正法案を今国会に提出する予定であるほか、小規模雑居ビル等に対する防火安全対策の推進、救急救命士の処置範囲の拡大、消防団や自主防災組織

の充実等、消防防災全般にわたる施策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題について申し述べてまいりましたが、活力ある地域社会の発展のため、皆様と一体となって、地方自治の確立に努めてまいりたいと考えております。

皆様の一層のご活躍と全国町村会のみまますのご発展をご祈念いたしまして、私のあいさついたします。

につきましては、今後十分な議論がなされ、地方自治推進の観点から誤りのない判断が必要と考えます。

その上で皆様におかれましては、引き続き合併を含む徹底した行政改革に自主的に取り組み、「市町村の時代」にふさわしい行政基盤の強化に向けてご努力されんことを強くお願いいたします。また、その際にはまず住民の皆様方に十分この問題を理解していただき、納得いく十分な議論を尽くした上での対応を併せてお願いする次第であります。

終わりに臨み、全国町村会のみまますのご発展を祈念いたしますとともに、ご列席の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。お祝いの言葉といたします。

## 活 動

## 厳しい状況下、一層の連携を

全国町村議会議長会会長 安原保元



場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本日晴れの全国表彰を受けになる優良町村及び自治功勞者表彰の栄に浴されます皆様方には、深く敬意を表しますとともに、今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

本日ここに、平成十四年度全国町村会定期総会が開催されるに当たり、全国の町村議会議長を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

はじめに、本日ご出席の各都道府県会長並びに関係者の皆様には、平素町村行政の中枢にあつて住民福祉の増進と地域の発展のため、日夜献身的な努力と情熱を注いでおられますことに対し、衷心より敬意と感謝を表する次第であります。

同時に、日ごろから私も町村議会議長会に、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この

自由民主党から、人口一万人未満

の町村の事務は窓口業務に限定し、その他の事務は他の団体に補充させるとする提言が示されたところであります。こうした一連の提言は、全て我々町村の自治を踏みにじるものであり、到底容認できるものではありません。

本来、町村がいかなる行政体制を選択するかは、自治の基盤である財政制度の将来像を踏まえ、自己決定・自己責任の原則に立つて、町村が自主的に判断すべきものであります。我々全国町村議会議長会は、来る二月七日に定期総会を開催することにいたしてありますが、「町村自治の確立」「税財政制度の将来像の明示と税源移譲の実現」そして「地方交付税制度の断固堅持」の三項目を決議する予定といたしております。

今、まさに町村の自治は存亡の危機にあります。この危機意識は、本日お集まりの町村長の皆様全員が、共通にお持ちのことと思えます。我々はもつと怒るべきであります。

昨年来、山本会長といろいろと相談させていただきましたが、結局「今や手をこまねいている時ではない。断固立ち上がるべきだ」との思いから、来る二月二十五日に総決起大会を共同で開催することにいたしました次第であります。

恐らくこのような大会を共同開催するということは今までなかったことと思います。皆様、「町村自治の確立」と「地方税財源の充実確保」のためぜひ大会を成功させようではありませんか。

私もは議会に身を置く立場にはありますが、現下の町村を取り巻く厳しい状況を考えます時、今後一層町村長の皆様方と連携していく必要があると存じます。どうか今後ともより一層のご協力とご支援の程よろしくお願い申し上げます。

おわりに全国町村会のますますのご発展と本日ご出席の皆様方の一層のご健勝を祈念いたしましてお祝いのごあいさつといたします。



活 動



優良町村代表 千葉県富浦町長 遠藤一郎氏

富浦町(千葉県)など七一町村を表彰



優良町村名

茨城 県	福島 県	山形 県	秋田 県	宮城 県	岩手 県	青森 県	同	同	北 海 道
西茨 城郡	双葉 郡	耶麻 郡	飽海 郡	南秋 田郡	伊具 郡	中津 軽郡	標津 郡	天塩 郡	茅部 郡
友部 町	広野 町	西会 津町	松山 町	八郎 潟町	丸森 町	安代 町	岩木 町	標津 町	幌延 町
鹿部 町									

京 都 府	滋 賀 県	三 重 県	愛 知 県	岐 阜 県	同	同	長 野 県	福 井 県	石 川 県	富 山 県	同	同	新 潟 県	山 梨 県	神 奈 川 県	東 京 都	同	同	千 葉 県	埼 玉 県	群 馬 県	栃 木 県	茨 城 県				
船 井 郡	蒲 生 郡	甲 賀 郡	阿 山 郡	宝 飯 郡	海 部 郡	益 田 郡	揖 斐 郡	上 水 内 郡	木 曾 郡	下 伊 那 郡	南 条 郡	江 沼 郡	射 水 郡	西 頸 城 郡	岩 船 郡	刈 羽 郡	南 都 留 郡	中 巨 摩 郡	足 柄 上 郡		香 取 郡	夷 隅 郡	安 房 郡	北 足 立 郡	多 野 郡	塩 谷 郡	那 珂 郡
丹 波 町	日 野 町	石 部 町	大 山 田 村	一 宮 町	佐 屋 町	小 坂 町	大 野 町	三 水 村	日 義 村	売 木 村	河 野 村	山 中 町	下 海 村	青 海 村	朝 日 村	刈 羽 村	道 志 村	白 根 町	松 田 町	神 津 島 村	東 庄 町	夷 隅 町	富 浦 町	吹 上 町	万 場 町	藤 原 町	東 海 村

沖 縄 県	鹿 児 島 県	宮 崎 県	同	大 分 県	熊 本 県	同	長 崎 県	佐 賀 県	同	福 岡 県	高 知 県	愛 媛 県	香 川 県	徳 島 県	同	山 口 県	同	広 島 県	岡 山 県	鳥 取 県	同	和 歌 山 県	奈 良 県	兵 庫 県	大 阪 府						
宮 古 郡	薩 摩 郡	大 島 郡	宮 崎 郡	宇 佐 郡	東 国 東 郡	天 草 郡	球 磨 郡	下 県 郡	西 彼 杵 郡	杵 島 郡	鞍 手 郡	遠 賀 郡	糟 屋 郡	幡 多 郡	宇 摩 郡	仲 多 度 郡	三 豊 郡	麻 植 郡	厚 狭 郡	玖 珂 郡	神 石 郡	世 羅 郡	児 島 郡	那 賀 郡	西 伯 郡	気 高 郡	有 田 郡	伊 都 郡	磯 城 郡	城 崎 郡	南 河 内 郡
多 良 間 村	宮 之 城 村	住 用 村	佐 土 原 町	安 心 院 町	武 蔵 町	五 和 町	錦 津 島 町	美 津 島 町	時 津 町	白 石 町	鞍 手 町	遠 賀 町	新 宮 町	大 方 町	土 居 町	琴 南 町	高 瀬 島 町	川 島 町	楠 宇 町	由 和 町	三 世 羅 町	灘 先 町	三 隅 伯 町	西 伯 町	青 谷 町	湯 浅 町	花 園 村	三 宅 町	日 高 町	河 南 町	

活 動

自治功労者一一、七六四名を表彰



町村長代表 青森県鶴田町長 中野撃司氏

- 〔北海道〕
  - (5期) 奈井江町長 北 良治
  - (4期) 浦河町長 谷川 弘一郎
  - (3期) 七飯町長 水嶋 清
  - 芽室町長 常山 誠
  - 熊石町長 藤村 正二
  - 歌登町長 深井 信朗
  - 釧路町長 菅原 澄
- 〔青森県〕
  - (8期) 鶴田町長 中野 撃司
  - (4期) 七戸町長 福士 孝衛
  - (3期) 脇野沢町長 山崎 隆一
  - 平賀町長 外川 三千雄
- 〔岩手県〕
  - 二七〇町長 逢坂 誠二
  - 門別町長 郡司 啓

- 〔宮城県〕
  - (4期) 金ヶ崎町長 高橋 紀雄
  - (3期) 滝沢町長 柳村 純一
  - (4期) 岩出山町長 佐藤 仁一
  - 登米町長 中澤 弘
- 〔秋田県〕
  - (5期) 増田町長 石山 米男
  - (4期) 小坂町長 川口 博
  - (3期) 山本町長 石井 洋佑
  - 西目町長 三浦 孝郎
- 〔山形県〕
  - (3期) 遊佐町長 小野寺 喜一郎
  - 平田町長 加藤 寛英
  - 八幡町長 後藤 孝司
- 〔福島県〕
  - (5期) 浅川町長 富永 健哉
  - (3期) 月舘町長 遠藤 五六
  - 飯野町長 齋藤 重
  - 本宮町長 佐藤 重

- 〔茨城県〕
  - (4期) 鏡石町長 木賊 政雄
  - 塩川町長 吉原 喜三久
  - 湯川町長 小野 敏文
  - 昭和村長 小林 悦郎
- 〔栃木県〕
  - (6期) 都賀町長 杉山 金市郎
  - (5期) 田沼町長 小玉 新
  - (4期) 壬生町長 清水 英世
  - (3期) 益子町長 平野 良和
- 〔群馬県〕
  - (5期) 鬼石町長 関口 茂樹
  - (4期) 長野原町長 田村 守
  - 高山村長 割田 良次
  - 水上町長 腰越 孝夫
  - 大間々町長 近藤 昭次
- 〔埼玉県〕
  - (6期) 聖籠町長 渡邊 廣吉

- 〔千葉県〕
  - (3期) 神泉町長 貫井 清英
  - 皆野町長 設楽 一夫
  - 寄居町長 津久井 幹雄
- 〔東京都〕
  - (3期) 大多喜町長 田嶋 隆威
  - 和町町長 中山 外一郎
  - (4期) 日の出町長 青木 國太郎
- 〔神奈川県〕
  - (4期) 真鶴町長 三木 邦之
- 〔山梨県〕
  - (5期) 南部町長 小沢 介三
  - (3期) 石和町長 石原 昭夫
- 〔新潟県〕
  - (6期) 月瀧村長 金子 由征
  - 京ヶ瀬村長 米山 俊彦
  - (5期) 牧村町長 中川 耕平
  - (4期) 広神村長 酒井 達吉
  - 津南町長 小林 三喜男



活 動



一般職員代表 群馬県鬼石町総務課長 飯塚 巖氏



助役・収入役・教育長・医師代表 栃木県河内町収入役 釜井啓一郎氏

白馬村長	小谷村長	美麻村長	泰皇村長	丸子町長	八坂村長	高森町長	〔長野県〕			押水町長	鶴来町長	寺井町長	志賀町長	穴水町長	富来町長	〔石川県〕			福光町長	井波町長	山田村長	宇奈月町長	朝日町長	大沢野町長	福野町長	〔富山県〕			下田村長	塩沢町長	
福島信行	郷久男	吉澤義夫	松島貞治	堀内憲明	大日向一繁	吉川一賢	〔5期〕			中西一順	車井幸治	酒井悌次郎	細川義雄	坂本明	松田佑興	〔6期〕			桃野忠義	清都邦夫	山崎吉一	中谷延之	魚津龍一	中斉忠雄	溝口進	〔6期〕			佐藤寿一	上田欽一	
一色町長	木曾川町長	七宝町長	平和町長	西春町長	〔愛知県〕			函南町長	賀茂村長	小笠町長	岡部町長	河津町長	〔静岡県〕			上宝村長	国府町長	宮村長	山岡町長	美並村長	穂積町長	大野町長	岩村町長	笠原町長	清見村長	〔岐阜県〕			戸隠村長	信州新町長	
大河内光行	山口昭雄	桑野章夫	伊藤勇夫	上野政夫	〔5期〕			芹澤伸行	山本正和	黒田淳之助	井田久義	櫻井泰次	〔5期〕			小池強	北村喜治	大江哲雄	山内章裕	河合辰男	松野幸信	杉山茂	水野隆夫	山上哲司	松岡法泉	〔6期〕			横川欣一	中村靖	
美原町長	岬町長	〔大阪府〕			野田川町長	岩滝町長	丹波町長	大山崎町長	山城町長	〔京都府〕			永源寺町長	中主町長	虎姫町長	〔滋賀県〕			海山町長	小俣町長	明和町長	玉城町長	大台町長	関町長	紀勢町長	香良洲町長	〔三重県〕			御津町長	鳳来町長
高岡寛	中出春寛	〔3期〕			太田貴美	糸井弘志	横山義雄	河原崎進	藤原秀夫	〔5期〕			久田元一郎	田中政之	上田昌之	〔5期〕			塩谷龍生	奥野英介	木戸真澄	中瀬信一	千原孝哉	清水孝哉	谷口友見	鈴木一司	〔4期〕			深谷泰範	下江利幸

活 動



系統町村会事務局長及び職員代表 秋田県町村会共済事業課長 加藤勝紀氏



系統町村会長代表 兵庫県町村会長 水谷岩雄氏

- |                      |                      |                      |                      |              |               |              |                      |                     |                |                      |              |                      |                     |                      |                       |                      |                       |                       |                      |                     |               |              |              |              |                     |       |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------------|--------------|----------------------|---------------------|----------------|----------------------|--------------|----------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|-------|
| 河原町長<br>(3期)<br>右近利夫 | (鳥取県)                | 大塔村長<br>松本善美         | 金屋町長<br>熊ノ郷健         | 湯浅町長<br>妻木尚武 | 貴志川町長<br>中村慎司 | 桃山町長<br>山下忠男 | (3期)                 | 太地町長<br>濱中節夫        | 九度山町長<br>奥野恒太郎 | 打田町長<br>(4期)<br>根末公士 | (5期)         | (和歌山県)               | 田原本町長<br>森晃一        | 室生村長<br>(3期)<br>奥本昇  | 下市町長<br>梶井良盟          | 吉野町長<br>福井良盟         | 安堵町長<br>(4期)<br>島田悠紀夫 | 野迫川村長<br>(8期)<br>高田幸篤 | (9期)                 | (奈良県)               | 氷上町長<br>十倉昭三  | 関宮町長<br>栃下喜幸 | 三原町長<br>中田勝久 | 播磨町長<br>佐伯忠良 | 村岡町長<br>(3期)<br>岩槻健 | (兵庫県) |
| 勝浦町長<br>(3期)<br>川口幸一 | 上板町長<br>(5期)<br>吉岡義人 | (徳島県)                | 須佐町長<br>小田孝詞         | 阿東町長<br>小野野斌 | (3期)          | (山口県)        | 御調町長<br>若林茂生         | 甲田町長<br>(3期)<br>今井正 | (広島県)          | 新庄村長<br>小倉博俊         | 哲西町長<br>深井正昭 | 吉永町長<br>(4期)<br>北川禎昭 | 成羽町長<br>辻秋岡毅        | 落合町長<br>(4期)<br>辻秋岡毅 | 矢掛町長<br>(5期)<br>山岡治喜  | (6期)                 | (岡山県)                 | 津和野町長<br>中島巖          | 大社町長<br>(3期)<br>田中和彦 | 川本町長<br>小田泰敬        | 鹿島町長<br>青山善太郎 | (4期)         | (島根県)        | 東伯町長<br>米田義人 | 泊村長<br>宮脇洋一         |       |
| 鞍手町長<br>篠原彌栄         | 水巻町長<br>田中博幸         | 久山町長<br>(3期)<br>佐伯勝重 | 筑穂町長<br>(5期)<br>永芳達夫 | (福岡県)        | 東津野村長<br>明神健夫 | (4期)         | 香北町長<br>(7期)<br>野島民雄 | (高知県)               | 三間町長<br>太宰仁三   | 長浜町長<br>西田洋一         | 吉海町長<br>村上哲司 | 玉川町長<br>(3期)<br>村上忠美 | 生名村長<br>(4期)<br>田尾紀 | 小松町長<br>(5期)<br>塩出皓治 | 宇和町長<br>(6期)<br>宇都宮象一 | 明浜町長<br>(7期)<br>酒井正直 | (愛媛県)                 | 琴平町長<br>(3期)<br>山下正臣  | 三木町長<br>石原收          | 仁尾町長<br>(5期)<br>山地宏 | (香川県)         | 井川町長<br>中瀧清文 |              |              |                     |       |

活 動



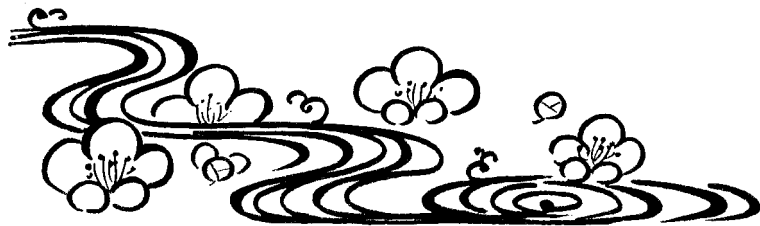
自治功勞者代表謝辞 青森県鶴田町長 中野撃司氏



優良町村代表謝辞 千葉県豊浦町長 遠藤一郎氏

芦北町長	合志町長	七城町長	姫戸町長	阿蘇町長	三角町長	菊陽町長	(7期)	吉井町長	北有馬町長	有明町長	瑞穂町長	飯盛町長	美津島町長	(6期)	菅振村長	北方町長	(8期)	赤池町長	大和町長	庄内町長	穂波町長	嘉穂町長	富田町長	
(3期)	(4期)	(6期)	(7期)	(熊本県)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)	(長崎県)	(3期)	(8期)	(佐賀県)	水	石	松	秀	高	渡						
竹崎一成	秋吉一	緒方不雄	竹中義昭	河崎敦夫	吉田等	富永清次	上林宏	高木英俊	木下康博	吉田良茂	松原英郎	松村良幸	山口三喜男	松本和夫	永康雄	田宝藏	延隆俊	村長康	秀村隆	高倉円次	渡邊豊利			

今帰仁村長	与那原町長	北谷町長	城辺町長	(3期)	(4期)	(沖縄県)	笠利町長	蒲生町長	屋久町長	(4期)	(鹿児島県)	山之口町長	綾町長	(4期)	(宮崎県)	安心院町長	香々地町長	真玉町長	湯布院町長	(3期)	(大分県)	河浦町長	新和町長	五和町長	大矢野町長	
(3期)	(4期)	(3期)	(4期)	(3期)	(4期)	(鹿児島県)	(3期)	(4期)	(3期)	(4期)	(宮崎県)	(3期)	(4期)	(大分県)												
上間博安	山内俊光	辺土名朝一	仲間克	朝山毅	晋哲哉	日高十七郎	朝山毅	晋哲哉	徳永毅	前田穰	高田文義	豊田照政	安永信義	吉村格哉	濱崎俊雄	富田善三郎	伊藤山陽	何川一幸								





## 活 動

## 大森 彌 千葉大学教授講演要旨

## 基礎的自治体の在り方に関する議論をめぐって



大森 彌 (おもり わたる)

1940年、東京都生まれ。東大大学院博士課程修了。東大教養学部教授、学部長を経て、2000年東大定年退職、千葉大学法経学部教授に。

行政学・地方自治論を専攻し、わが国の政治行政の実態と問題点を研究。地方分権推進委員会の専門委員(くらしづくり部会長)を務め分権改革に尽力。

日本行政学会理事長。岡崎昌之氏(地域政策フォーラム代表)等と共に「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切か」の原案作成にかかわる。著書に『分権時代の首長と議会』(ぎょうせい自治体職員論)、『良書普及会』等。

最近の基礎的自治体の在り方に関する議論を整理しながら、争点となるであろう点についてお話ししたい。

はじめに平成十七年三月の特例法の期限切れ後の対応についてである。自民党プロジェクトチームの中間報告では合併特例法の後のことについて特段触れられていない。特例法が終わったら直ちに小規模町村の整理に入ることになっている。しかも小規模市町村の人口が括弧書きで、例えば人口一万人未満とされている。なぜ一万人以下なのか、人口だけで小規模と定義できるかという点は曖昧なまま出されている。合併を強制する

の根拠と手法についてどう判断するかという点が争点になるだろう。

このような手法は政治的にもコストがかかりすぎるし、拙速であるとの印象は否めない。実現不可能だというのが私の考えである。

一方、それに対して西尾私案が対案を出す形になっている。私案では、今回の合併が済んだ後、違う特例法を作って一定期間もう一度合併を問いかけるべきであるとしている。これほどの支援を行っても合併が進まないのに十七年度以降また合併なのかという思いがあるだろうが最後までNOと言いつけるだろうか。NOと言えは今回合併を見送ったところは直ちに始末をつけると言われかねない。やはり、もう一度合併を促す場合

まず根拠については、少なくとも現行法制上の市並みということ

で、人口が抛り所となっている。市並みということの特例法で読むと三万、自治法本体で読むと五万になる。合併を再度促す対象はそれ以下のところになるだろう。しかし合併が進んでいない理由を人口が一定規模以下であるという点に帰することは事実に戻している。現在の合併の進捗状況をもう一度点検してもらいたい。明らかに今回の合併では都市側に問題があつて進まない部分が多い。したがつてもし再度促すなら全市町村にやるべきだ。一定規模以下に限定する根拠はないと考える。

次に手法についてだが、先に述べたように強制合併は政治的に難しいので、ぎりぎり自主合併の枠組みにとどまりながら強制合併にならない手法しかない。明白なのは財政支援はもう行わないということである。これほど国も地方も財政的に厳しいのに、金を配って合併させようという考え方は旧時代的である。合併後基準財政需要額が膨らみ、合併前より交付税が多くなる場合もある。個別に検討しない限り、もともと財政面で一

律にメリットを計ることはできないのだ。このような財政手法を採らないとすると行政手法しかない。昭和の大合併の時のやり方などを考え合わせると都道府県が幹旋・調停、勧告という形で役割を果たすことになるだろう。ここまでするべき内容になるだろうが、これだけではとても動かないと国は見るだろう。都市部と合併した場合旧町村が寂れるという懸念に対して、寂れない工夫をしていただいて結構だから、何とか踏みきってもらえないかという案を同時に仕込むのではないか。合併後旧市町村が今まで言ってきた重要性に鑑みて合併後、現在の特例法で決めている地域審議会を越えるようなものを考えるべきではないかと自民党案の中にもある。そういうものを作ると地域工ゴが残つて合併の実が上がらないというのが昭和の大合併以来の発想だが、区域を大きくする際に内なる自治を充実させることは必要なことだ。この仕組みを自由に各市町村が作りうるようどこかでできるという根拠規定をおくことについて、もうすでに総務省の中では検討が行われている。一般制度で打ち出すのか合併の場合に限定するのは分らないが問題はこれをどの段階で打ち出すかだ。

## 活 動



それをセットにして出された時に、それを含めて市町村がどう考えるかがポイントになるだろう。ただし、そういう案を作ったからといって町村をなくしてしまっていないことにはならない。自民党案では小規模町村の事務を縮小して周辺自治体に肩代わりさせるとしているが、自分の行政区域でない住民に対してやることなどできない。やつてもらおう方も属地扱いされるような案は認められない。この案は実現不可能だ。したがって西尾私案にもない。残っているのは都道府県が肩代わりする仕組みだがこの場合考えられる方法は三つある。

一つは直轄でやることだが、行革の時代に残った町村のために出先機関を新たに置くなどというこ

とは分権改革に逆行する案であり、あり得ない。二番目は周辺の市に委託することだが、この案はすでに述べたように不可能である。残るのは県が小規模町村以外のところと広域連合を組むことだが、ここに西尾私案の弱点がある。合併特例法と骨太方針と自民党案と西尾私案は一貫して広域連合方式を全部捨て去って合併一色という立場だ。西尾私案も基礎自治体を全部作り直す案なので広域連合方式を一切前提にしないない。しかし県が肩代わりする案になったとたん広域連合が再び登場してきてしまうのだ。

最後の大きな争点は、全部どこかの基礎自治体に編入する案である。編入しておいて、将来合併により一定規模まで大きくしておいてそこへ都道府県の事務権限を移譲することで基礎自治体の体制を整えるというもので、もし残るのならこの案だろうが、ここでまた争点が出てくる。小規模なところは周辺の基礎自治体に自動的に編入されるという事実上強制合併である。憲法が認めている地方公共団体から外そうすれば法的に強制しないとできない。本当にそれができるか。強制編入は今まで我々が認めてきた自主合併に反するものでその是非についてきちんと

のと言えるかどうか。

しかしそれだけで踏みとどまれるかどうか。そこで今度は広域連合を逆手に取る方法が出てくる。広域連合制度は調整がうまくいかない、コストも結構かかるなどの理由で失望され、その段階で捨て去られてしまい、一本になれば意思決定も早くなり効率的だという理由で直ちに合併一辺倒になってしまった。

分権改革の時に従来の上下主従の関係を対等協力の関係に変えようとしたが、この考え方は市町村間についてもあてはまる。広域連合というのは市町村同士が対等でありながら、自分たちを超えている問題を持ち寄って解決しようというもので、分権改革に非常に合った仕組みである。分権改革の前に仕込んだ手法を時代が変わって分権改革の後、使いやすいうちに再構成すれば活き活きとしたものになるのではないか。その上で、「自治の単位としての市町村はきちんと残しつつ、協力しなくてはならない相当程度のことは新たな広域連合で行い、合併した場合に相当程度近づくように自分たちの手でやり抜きます」、「総額として当面の交付税の切り込みに対しても自分たちできちんと対応できますからこの案を並置して選ば

せてください」というのが対案である。今のところ考えられる対案はこれしかない。

もちろん合併を自主的に選択する道を閉ざす必要はないが、強制編入だけに限るといふのはどうやっても成り立たない。農山村地域を包含して大きな市になったとしても農山村地域への配慮は希薄になってしまふ。国土の多様性に相応しく自治にも多様な仕組みがあつてしかるべきだ。将来一つのタイプの自治体しかないとな全国が均質になってしまふ。農山村地域に相応しい自治の仕組みをきちんと考えるべきだ。

しかし今のままでいいということではない。何とかして今ある町村を残しながら新しい形態で努力に乗り出していきますということを見せない限り簡単にはいかないだろう。



情 報

カプセル Now & New

住宅新築者等に  
奨励金を交付 北海道  
新十津川町

町は、定住者の増加をねらいに、町内で住宅を新築したり新築住宅を購入したりする人に、最高五〇万円の奨励金を交付している。町外からの転入者にはさらに商品券五万円分も贈呈する。いずれも永住を前提に平成十四年度に住民基本台帳に登録した人が対象。

グラウンドゴルフ場が  
オープン 秋田県  
大森町

町は、町内のお年寄り約二〇〇人が加入している町グラウンドゴルフ協会からの陳情を受けて、町営大森リゾート村の一角に広さ二haのグラウンドゴルフ場を造成し、利用してもらっている。料金は一人一日二〇〇円で、昼食と温泉付きの利用券も販売している。

湿原のブナ林復元に  
着手へ 福島県  
田島町

国の天然記念物である阿賀野川の源流地の駒止湿原に広大なブナ林を復元するため、町は現地で苗木を移植するボランティアを募集した。ブナの植林は県域づくりサポート事業に指定され五六haを公有地化、平成十六年度から復元計画地への植林に本格的に着手する。

自然を活用したエネルギー  
の導入を検討 山梨県  
三富村

村は、村内の自然を生かした発電を検討するため新エネルギー

「ギージョン」策定委員会を設置し、調査を進めている。簡易水道の水源と各家庭の標高差による水圧を利用した発電の可能性や間伐材のバイオマスの利用など、自然を活用したエネルギーの導入を検討している。

ドキュメンタリー  
映画の製作を支援 新潟県  
山古志村

村は、昭和初期に村民の手で完成させた手掘りでは国内最長のトンネル「中山隧道（八七七m）」の記録を残していくドキュメンタリー映画の製作を支援するため、基金を設置し製作費を集めた。同映画は二月末に完成予定で、上映会や学校の総合学習の時間に活用していく。

小中学校対象の「危機管理  
マニュアル」を作成 富山県  
宇奈月町

町は、授業中の子どもたちの安全確保に迅速に対処するため、小中学校を対象にした「危機管理マニュアル」を作成し、教諭等に配布している。A4判、六ページの冊子で、児童生徒の学校生活での安全管理や保健衛生、災害発生時に教諭が取るべき対策などを明記した。

「祭り街道文学大賞」の長野県  
作品募集 阿南町

町は、同町を舞台にした小説を対象に「祭り街道文学大賞」を創設し、作品を募集している。町の祭りや伝統芸能を題材にした小説を執筆してもらい、全国にアピールしていくのがねらい。今年九月に締切り、十一月に審査結果を発表する予定。大賞受

賞作には賞金五〇万円を贈る。

独居高齢者への  
声掛け事業を試験導入 静岡県  
春野町

町は、高齢者サービスの 일환として郵政事業庁が実施している「ひまわりサービス」を活用し、地元民生委員とともに定期的に独居高齢者に声掛けを行う「お元氣ですか」訪問事業を試験導入している。町内の郵便局と業務委託契約を締結し、安否や健康状態等をチェックする。

農山村環境づくり体験  
百貨店構想を推進 京都府  
八木町

町は、「やぎ農山村環境づくり体験百貨店構想」の具体化を進めている。竹細工、城山登山、綱引き神事など、自然との触れ合いや農業、ものづくりなどの体験を楽しんでもらおうというもので、都市住民との交流を活発化し、町の活性化につなげていくのがねらい。

観光施設の集客アップ  
に温泉を掘削 奈良県  
黒滝村

村は、森林の大切さを体験する施設として村の観光の中心拠点となっている「森物語村」の近くで、温泉の掘削を行った。温泉を楽しめる施設を整備して一層の集客を図るとともに、お年寄りをはじめ村民の健康や福祉に温泉を活用していく。

行政運営強化に  
二人助役制を導入 岡山県  
久米町

合併問題や高齢者福祉対策など山積みされた問題に迅速に対応するため、町は収入役のポストを廃止して二人助役制を導入

した。各課の決裁事項などを分担するが、重要案件の決裁は二人の助役を通すようにするなど、町の行政運営をより強力に推進していくのがねらい。

乳児に読み聞かせ用  
絵本を配布 熊本県  
大矢野町

町は、乳児に絵本を読み聞かせる「ブックスタート」の取り組みを推進している。絵本を通して親子のきずなを深め、健やかで豊かな心を持った子どもに育ってもらおうとの願いを込めた事業で、六か月児健診に訪れた親子に読み聞かせ用の絵本を配布している。

「森の生命水」を発売  
宮崎県  
南郷村

村では、村を流れる「又江の原川」の水に活性水素を加え、ボトル詰めにしたペットボトル入りの水「森の生命水」を発売している。村が出資する第三セクターの南郷温泉が製造しており、自然の恵みの象徴である水で村をPRするのがねらい。

初期消火活動で  
郵便局と協定 鹿児島県  
徳之島町

サトウキビ栽培が盛んな町は、畑の野焼きによるポヤなどが以前から問題になっていたため、郵便配達員がポヤを発見した場合、初期消火活動を行う協定を町内の郵便局と結んだ。集配郵便局二局のバイクと軽四輪車に小型粉末消火器を積載し、迅速な初期消火活動を行うしていく。

カプセル Now & New



随 想

町を想う



埼玉県 町長 一 橋 儀 小  
埼玉県 町長 一 橋 儀 小  
埼玉県 町長 一 橋 儀 小

人口約二万二千人、埼玉県の西  
北端に位置し、町の面積の約四割  
が山林を占める、緑濃いそして池  
沼等の多い自然が豊かな町でありま  
す。

この町の行政に關つたのが、昭  
和二十五年の四月であります。町  
村合併前の旧秋平村役場に奉職以  
来、児玉町職員として昭和六十一年  
の三月まで三十六年間勤務いた  
し、休む間もなく昭和六十二年の  
四月に児玉町長に就任し、現在四  
期十六年目を迎えている。そして  
現在七十三歳であります。五十二  
年間の人生を町の行政に携わるこ  
ととなる訳であり、現在もなお、  
心身ともにいたって健康であり、  
公務に励む毎日であります。  
私の住居も山懐の農村集落であ

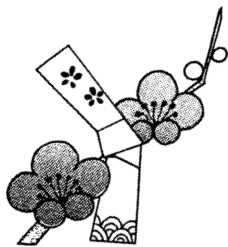
りまして、周囲には田園が広がっ  
ており、色々な農作物が作付けさ  
れております。特に野菜の生産は  
盛んであり、「児玉ナス」は知られ  
ていまして、私もときたまの公務  
の無い日でも野菜づくりの農家を  
訪ねたり、いろいろな生産研究の  
お話などを聞いたりいたし、多く  
の情報を提供していただいておりますが、土に親しみ作物の手入れ  
等は、健康法でもありますし、ス  
トレス解消法ともなっている等の  
話を聞いて、さもあらんとうなず  
かされております。

さて、その児玉町であります  
が、「瓦製造が盛んであったことか  
ら」、「蕨のある風景、セピア色のま  
ち」として、町勢要覧に紹介いた  
しました。裏通りに少し入れば、

板塀のある風景が広がり、とても  
のどかな風情を醸しています。ま  
た、町の高所から眺めれば、「蕨」  
の風景が広がりこれもまた、ビル  
の林立する街の風景よりのどか  
さ、やすらぎを感じる事ができ  
ます。さらに、池沼が多く山間の  
農地の用水池として使用されてい  
るものが多いわけですが、それぞ  
れの池沼がそれぞれの風景を醸し  
出して、これを眺めているだけで  
もやすらぎを感じるものでありま  
す。これからも、このような風景  
を大切にしてまいりたいと想つて  
います。

旅行好きなある旅人が、児玉町  
を訪れたときの話が、なにかの本  
に紹介されたことがありました。  
それは、児玉町を「なにもない町」  
ということ、旅人である著者の  
感想が紹介されたものです。しか  
して、その中身は「そのくらい  
ゆつたりとできる町」として感じ  
たものだと言うことでした。時間  
の流れがゆつたりと感じられる、  
落ち着いた町ということだと想い  
ます。  
さて、このような自然豊かな児玉  
町について「住み良い安心して暮  
らせる街づくり」のために生活道

路の整備等、生活環境の整備を重  
点的に事業を実施してまいりまし  
た。さらに、ゆとりある文化創造  
のため、総合文化会館を平成八年  
に建設し、現在は平成十四年四月  
にスタートしました「第四次児玉  
町総合計画」に基づき、総合公園  
整備事業（総合体育館含む）、こだ  
まふるさとの森公園に隣接した自  
然林の中の総合運動公園整備事  
業、児玉南土地地区画整理事業、全  
町上水道普及のための第七次水道  
拡張事業、生活幹線道路の整備、  
福祉・健康増進事業、産業振興事  
業、教育の振興充実などの施策を  
もって、「人が元氣、暮らしが元氣、  
未来が広がる都市<sup>まち</sup>こだま」をめざ  
して積極的に展開しております。  
合併の流れが進む中で、住んで  
みて初めてわかるその町の良さ、  
そんなまちづくりをめざしてふる  
さとこだまのために全力投球をい  
たしたいと想っています。



## 政策リーダー

## 政策リーダー

「今後のたばこ対策の基本的考え方について」まとまる 厚生労働省

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会はこのほど、「今後のたばこ対策の基本的考え方について」を取りまとめ、坂口厚生労働大臣に意見申を行った。

たばこに関する基本的認識として、喫煙者のがん・心臓病・脳卒中・肺気腫など疾病の罹患率が高い、喫煙には依存症がある、受動喫煙には本人による喫煙の場合と同様の悪影響がある、男性の喫煙率は先進国の中で極めて高く、また、未成年者の喫煙率も過去と比べて依然として高い、喫煙は医療費(試算一兆三、〇〇〇億円)・労働力などへ悪影響を及ぼす・の五項目について研究や調査によって指摘されていることを挙げ、今後は、国民の健康増進の観点から、たばこ対策に一層取り進むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要であるとしている。

その具体的な対策として、喫煙が及ぼす健康への悪影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙率ゼロに向けた喫煙防止対策の推進、受動喫煙防止対策、禁煙支援プログラムの普及を挙げているほか、たばこの価格引き上げについても、喫煙率が下がり、超過医療費なども減少するとの報告があることから、有効なたばこ対策の一つであるとしている。

平成十五年度補助金等の概要まとまる

財務省は、平成十五年度予算案における補助金等(負担金、交付金などを含む)の概要をまとめた。

補助金等の一般会計ベースの総額は、高齢化の進展や失業率の上昇に伴う社会保障関係費の増加などにより、対前年度当初比一・一%増の二兆三、二三四億円となった。交付先別に見ると、地方公共団体向けの補助金は、同比〇・六%増の一七兆四、五一五億円(うち、国庫負担金一五兆七八九億円、国庫補助金二兆一、九八三億円、国庫委託金一、七四三億円)、また、特殊法人向けの補助金は、特殊法人改革を受け、同比一五・一%減の二兆六、八七三億円となっている。また、地方公共団体向け補助金の主な経費では、社会保障関係費が一〇兆六、八七四億円(同比六・〇%増)、文教及び科学振興費三兆一、五四六億円(同比七・六%減)、公共事業関係費二兆八、八七七億円(同比六・〇%)が計上されている。

補助金等の整理合理化については、新規分一四〇件、二、六四一億円が計上されたほか、整理(一九七件)、減額(八七四件)及び統合・メニュー化(三件)等が行われた結果、整理合理化件数は、一、八五二件、七、五一五億円となっている。

この他、国が箇所付けないことを基本として、具体の事業箇所・内容等について地方の裁量で定めることのできる統合補助金が、八件(七十九億円)新設されている。

牛肉トレーサビリティ法案閣議決定

政府は、この程牛肉トレーサビリティ法案を閣議決定した。牛海綿状脳症(BSE)問題で揺らいだ牛肉の安全性を確保するため、牛の個体識別番号により一元管理するとともに、消費者を含め関係者がインターネットで生産から流通の各段階においての情報を知ることができるよう仕組みを構築する。

生産段階では、牛が出生すると、所有者は、出生年月日、雌雄の別、母体の個体識別番号等を国(家畜改良センターが代行管理)に届け出、国はそれをもとに牛個体識別台帳を作成する。所有者は、国から通知を受けた個体識別番号を印字した耳標を装着を義務づける。

また、と畜段階の措置としては、と畜年月日等のセンターへの届け出、牛肉の引渡し先への個体識別番号又はこれに代わると畜番号等の表示、出荷者と引渡しをした相手方の氏名又は名称の記録・管理等を義務づける。

さらに、流通段階の措置として牛肉販売者には、牛肉の容器・包装等見やすい場所に個体識別番号又はロット番号を表示、牛肉の仕入れ先の氏名、仕入れ年月日、販売先の名称、販売年月日等伝達情報の記録・管理等の義務づけを行う。

なお、同法案では当該措置に対する担保措置として、違反に対する是正勧告及び是正に従わなかった場合の改善命令等の措置をとることとしている。